## 議案第6号

訴訟上の和解について

千葉地方裁判所木更津支部平成27年(ワ)第184号建物明渡等請求事件について、 別紙のとおり和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規 定により議会の議決を求める。

平成29年8月30日提出

富津市長 高橋 恭市

## 提案理由

平成27年(ワ)第184号建物明渡等請求事件について、千葉地方裁判所木更津支部から和解勧告がなされ、和解条項案が示されたこと並びに和解により原告及び被告との間の紛争が早期に解決することを踏まえ、本事件について訴訟上の和解をするため、議会の議決を求めるものである。

- 1 事件名 平成27年(ワ)第184号建物明渡等請求事件千葉地方裁判所木更津支部
- 2 当事者 原告 富津市下飯野2443番地 富津市 代表者 市長 高 橋 恭 市 被告 法人

## 3 和解条項案

- (1) 原告及び被告は、本和解成立日付けで、別記物件目録記載の建物(以下「本件建物」という。)に係る賃貸借契約を合意解除する。
- (2) 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを、平成30年4月23日まで猶予する。
- (3) 被告は、原告に対し、前項の期日限り、原告から、次項の金員の支払を受けるのと引換えに、本件建物を明け渡す。
- (4) 原告は、被告に対し、第2項の期日限り、被告から前項の本件建物の明渡 しを受けるのと引換えに、立退料として、20,000,000円を、被告指定の銀行 口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、原告の負担とする。
- (5) 被告は、平成30年4月1日まで、本件建物における旅館業を営業するものとし、同月2日以降、その営業を廃止するものとする。
- (6) 被告が、本和解成立日から第2項の期日までの間に、本件建物のために支 出した費用は、被告の負担とする。
- (7) 被告は、第3項により本件建物を明け渡したときに、本件建物内に残置した動産及び本件敷地内に設置した設備については、その所有権を放棄し、原告が自由処分することに異議がない。なお、本件建物内に残置した動産及び本件敷地内に残置した設備の処分費用は、原告の負担とする。
- (8) 原告は、被告に対し、本和解成立日から第2項の期日までの間の本件建物 の賃料相当損害金の支払義務を免除する。
- (9) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (10) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定め

るもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(11) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別記

物件目録

1 所 在 《所在地記載削除》

家屋番号《家屋番号記載削除》

種 類 旅館

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床面積 1階 785.98平方メートル

2階 705.98平方メートル

2 所 在 《所在地記載削除》

家屋番号

種 類 機械室

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

床面積 24.80平方メートル

3 所 在 《所在地記載削除》

家屋番号

種 類 機械室

構 造 コンクリート・ブロック造スレート葺平屋建

床面積 18.80平方メートル

4 所 在 《所在地記載削除》

家屋番号

種 類 機械室

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

床面積 15.39平方メートル